

川崎市児童育成支援拠点事業実施要綱

令和8年3月31日

7川こ見第8644号

市長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第20項に規定する児童育成支援拠点事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、川崎市児童福祉法施行細則（昭和47年川崎市規則第62号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業目的)

第2条 本事業は養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする。

(実施主体)

第3条 実施主体は、川崎市（以下「市」という。）とし、事業の一部について、適切な運営が確保できると認められる事業者（以下「事業者」という。）に委託して実施する。

(対象者)

第4条 本事業の支援対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、児童や保護者からの相談や、庁内の関係部署及び関係機関からの情報提供・相談等により把握され、本事業による支援が必要であると福祉事務所長が認めた、市内在住者であって、次の各号のいずれかに該当する児童及びその保護者とする。

- (1) 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある児童等、養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者
 - (2) 家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及びその保護者
- 2 前項に掲げるほか、福祉事務所長が支援を行うことが適切であると判断した者

(事業の内容)

第5条 本事業における支援の内容は、第2条の事業目的を踏まえ、次の各号に定める内容を包括的に実施するものとする。

- (1) 安全・安心な居場所の提供
- (2) 生活習慣の形成
- (3) 学習の支援
- (4) 食事の提供
- (5) 課外活動の提供
- (6) 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携

(7) 保護者への情報提供、相談支援

2 前項に掲げるほか、支援対象者の状況等に応じて次の内容を実施するものとする。

(1) 送迎支援

(2) 福祉事務所長が必要と認める支援

(支援対象者の決定)

第6条 福祉事務所長は、ケース検討会議において、児童及び保護者からの相談等並びに関係部署及び関係機関からの情報提供等により、本事業による支援の必要性の要否を判断するものとする。

(支援の計画)

第7条 福祉事務所長は、前条において本事業による支援が必要と認められる場合、その家庭養育状況に応じた児童育成支援拠点事業支援計画書（第1号様式。以下「支援計画書」という。）を作成する。

(利用勧奨)

第8条 福祉事務所長は、第5条において本事業の利用が必要であると認めた支援対象者に対して利用を勧奨しなければならない。

2 前項の利用勧奨を行うに当たっては、児童育成支援拠点事業利用勧奨通知書（第2号様式）により行うこととする。

(利用及び変更等の申込み)

第9条 福祉事務所長は、事前に事業者と調整の上、支援対象者に事業の趣旨、支援の内容及び必要性等について説明した上で、児童育成支援拠点事業利用（変更）申込書兼同意書（第3号様式。以下「申込書」という。）の提出を求めるものとする。

2 支援対象者は、前項の申込内容に変更が生じた場合は、申込書を速やかに市に提出するものとする。

(支援対象者及び事業者に対する通知)

第10条 福祉事務所長は、前条の申込内容に基づき、事業の利用又は変更を決定した場合は、その旨を児童育成支援拠点事業利用（変更）決定通知書（第4号様式）により、支援対象者に対し速やかに通知するものとする。

2 福祉事務所長は、前項の規定に基づき、事業の利用又は変更を決定した場合は、その旨を児童育成支援拠点事業実施（変更）依頼通知書（第5号様式）により、事業者に対し速やかに通知するとともに、支援計画書を共有するものとする。

(利用の終了)

第11条 支援対象者は、転出等の理由により事業の利用を終了するときは、児童育成支援拠点事業利用終了申出書（第6号様式）を速やかに市に提出するものとする。

2 福祉事務所長は、前項の申込内容により利用終了を決定した場合は、その旨を児童育成支援拠点事業利用終了決定通知書（第7号様式。以下「利用終了書」という。）により、支援対象者に対し速やかに通知するものとする。

3 福祉事務所長は、第1項の申込内容により利用終了を決定した場合は、その旨を児童育成支援拠点事業実施終了通知書（第8号様式。以下「実施終了書」という。）により、事業者に対し速やかに通知するものとする。

(利用の中止)

第12条 福祉事務所長は、支援対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本事業の利用を中止することができる。

(1) 他の支援対象者の利用に支障を来すおそれがあるとき。

(2) その他、事業の利用継続が困難であると福祉事務所長が認めるとき。

2 福祉事務所長は、前項の規定に基づき利用中止を決定した場合は、その旨を利用終了書により、支援対象者に対し速やかに通知するものとする。

3 福祉事務所長は、第1項の規定に基づき利用中止を決定した場合は、その旨を実施終了書により、事業者に対し速やかに通知するものとする。

(支援計画の見直し)

第13条 福祉事務所長は、作成した支援計画書について定期的に見直し、支援の継続の要否を検討し、支援を継続する場合は、支援計画書を更新するものとする。

2 前項の場合に加え、対象家庭の状況に変化が生じた場合や、その他の理由により支援計画の見直しが必要となる場合は、支援計画書を更新するものとする。

3 福祉事務所長は、利用終了を判断する場合には、事業者と十分に協議した上で決定するものとする。また、利用を終了する場合であっても支援対象者に対して適切なアセスメントを行い、必要に応じて本事業以外の適切な支援を提供する等、支援策を講じるものとする。

(会議等)

第14条 事業者は、福祉事務所長からの求めがあった場合、個別ケース検討会議等に出席するものとする。

(措置)

第15条 福祉事務所長は、第8条の利用勧奨を実施したにもかかわらず、支援対象者からの申込書が提出されない場合で、支援対象者の社会経済的状況に変化が見られず、疾病その他やむを得ない事由により、利用申請を行うことができないなど、本事業を利用することが著しく困難であると認める場合には、法第21条の18第2項の規定により措置を決定することができる。ただし、支援対象者が事業の利用を明確に拒絶している場合は除く。

2 前項の措置を行うに当たっては、支援対象者に細則第7条の11の規定により通知するとともに、その際に、事業者に対して必要な情報を提供することについて支援対象者からの同意を得た上で、事業者に対して通知するものとする。

(事業拠点の定員)

第16条 本事業を行う拠点（以下「事業拠点」という。）における利用定員は1拠点当たり概ね20人とする。

(事業拠点の職員配置及び要件)

第17条 事業拠点においては、次の各号の職員を配置するものとする。ただし、第3号及び第4号の職員についてはいずれも任意配置とするが、支援体制の充実を図るため、可能な限り配置するものとする。

(1) 管理者

児童福祉事業又はそれに類する業務に従事していた十分な経験等を持つ者で、支援員の指導・調整、運営に関わる管理等の現場を統括する能力を有するもの

(2) 支援員

児童の福祉の向上に理解と熱意を有する者であって、児童に対して適切な生活支援等ができるもの

(3) 心理療法担当職員

学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するもの

(4) ソーシャルワーク専門職員

児童を対象としたソーシャルワークの業務に従事していた者。なお、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者を可能な限り配置するものとする。

2 職員のうち1人以上は、児童指導員、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格、教育職員免許法第4条に規定する免許状若しくは児童福祉事業に2年以上従事していた経験を有する者を配置するものとする。

3 管理者又は支援員のうち1人以上は必ず常勤職員とし、支援対象者や関係機関と信頼関係を構築するものとする。

4 人員配置にあたっては、児童5人に対し1人以上の職員を目安に配置し、利用児童がいる時間帯については、2人以上の職員を配置することとする。なお、利用児童が5人未満の場合は、職員のうち1人を除いた者については同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事していても差し支えないこととする。

(事業拠点に配置する職員の業務)

第18条 前条第1項各号に規定する職員は次の各号に規定する業務を行うものとする。

(1) 管理者

主に支援員の指導・調整、運営に関わる管理、市の事業担当部署やこども家庭センター・学校・児童福祉施設・医療機関等との連携、アセスメントに基づいた支援計画の作成等を行う。

(2) 支援員

支援対象者に対し、第5条に規定する支援等を行う。

(3) 心理療法担当職員

メンタルケア等が必要な支援対象者に対して、心理的支援を行う。

(4) ソーシャルワーク専門職員

支援対象者を対象とした次の支援等を行う。

ア 学校、要保護児童対策地域協議会等の関係機関における会議への出席等

イ 児童の家庭への訪問を含めた支援

ウ その他、事業拠点における児童に必要な支援

(事業拠点に配置する職員の研修等)

第19条 事業者は、従事する職員に対して必要に応じ、資質の向上のために必要な研修の実施のほか、専門的知見を持つ職員や関係機関からのスーパーバイズ等を受けるものとする。

(事業拠点の開所日時及び日数)

第20条 事業拠点を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める開所時間を原則として、事業拠点の周辺地域における小学校及び中学校（以下「学校」という。）の授業の終了時刻その他の状況等を考慮して、当該事業拠点ごとに定める。

(1) 学校の授業の休業日（長期休暇期間等）

1 日につき、8時間以上（開所時刻は午前中とする。）

(2) 学校の授業の休業日以外の日

1 日につき、学校の授業の終了後から18時以降まで

2 事業拠点を開所する日数について、週3日以上開所することとし、事業拠点の周辺地域における学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業拠点ごとに定める。

(事業拠点の施設・整備)

第21条 事業拠点は、子育て関連施設をはじめ、市が本事業を実施する拠点として適当と認める場所とする。

2 事業拠点には、開所時間中に児童が集まることができる専用スペース（児童一人当たりの床面積は2.47㎡を目安とする。）やその他支援の実施に必要な設備を設けた上、必要に応じて、静養室、相談室、事務室、キッチン、学習スペース、浴室及び便所等の設備を設けることとする。

(利用負担額)

第22条 支援対象者に対して、本事業の利用に係る負担額は原則徴収しない。ただし、やむを得ない場合は、本事業を実施するために必要な経費の一部を支援対象者から徴収できるものとする。

2 事業者が支援対象者から必要な経費を徴収しようとする場合は、予め市に報告した上、福祉事務所長が認めた場合のみ徴収できるものとする。

(個人情報保護)

第23条 本事業に従事する者は、児童の「最善の利益」を実現させる観点から、児童、保護者等の対応及び個人情報の保護について十分配慮するとともに、個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、正当な理由なく、業務上知り得た家庭等の情報を漏らしてはならない。また、本事業が終了した後も同様とする。

(関係機関との連携)

第24条 市及び事業者は、学校、医療機関、地域団体等の関係機関との必要な連携が図られる体制づくりを行うものとする。

(安全対策及び衛生管理)

第25条 事業者は、本事業の実施において、事故の発生又はその再発防止に努めるとともに、事故等が発生した場合は、「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和7年3月21日付けこ成安第44号・6教参学第51号通知）に従い、速やかに市に報告しなければならない。なお、当該通知の改正があった場合は、改正された内容によること。

2 事業者は、損害賠償保険に加入するなど、支援対象者の事故等に備えること。

3 事業者は、第14条第1項における食事の提供に際しては「『児童福祉施設等における食

事の提供ガイド』の策定について」(令和7年9月17日付けこども家庭庁成育局母子保健課成育基盤企画課事務連絡)を参照すること。なお、当該ガイドの改訂があった場合は、改訂された内容によること。

(安全計画の策定等)

第26条 事業者は川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年川崎市条例第56号。以下「条例」という。)第21条の3の規定に準じ、安全計画の策定及び必要な措置を講じること。

(業務継続計画の策定等)

第27条 事業者は、条例第12条に準じ、業務継続計画の策定及び必要な措置を講じること。

(支援状況等の報告)

第28条 事業者は、毎月の支援状況について、児童育成支援拠点事業月次報告書(第9号様式)を作成し、翌月15日までに市に提出するものとする。

2 前項に定めるほか、事業者は、養育環境の悪化などにより他の支援の必要性が認められる場合等には市に対して随時の報告を行うこと。

(その他)

第29条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

児童育成支援拠点事業支援計画書

作成日	年 月 日		担当者			
保護者	フリガナ			住所	〒 -	
	氏名				連絡先	
利用児童	フリガナ			性別	<input type="checkbox"/> 男	生年月日
	氏名				<input type="checkbox"/> 女	

家族構成					ジェノグラム
	フリガナ 氏名	利用児童 からみた 続柄	生年月日	就労・通学・通園先	
1			昭和 平成 令和 年 月 日		
2			昭和 平成 令和 年 月 日		
3			昭和 平成 令和 年 月 日		
4			昭和 平成 令和 年 月 日		
5			昭和 平成 令和 年 月 日		
6			昭和 平成 令和 年 月 日		
7			昭和 平成 令和 年 月 日		

利用児童の健康状態	病歴・等	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有⇒ 病名 () 平成 令和 年 月 日から <input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 週 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 年 () 回 <input type="checkbox"/> 入院歴 平成・令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 その後の経過 ()
	発育	言葉や発育について相談している病院や施設 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ⇒ 施設名 () 令和 年 月 日から 月 回
	アレルギーの状況	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有⇒ <input type="checkbox"/> 卵 <input type="checkbox"/> 牛乳 <input type="checkbox"/> 大豆 <input type="checkbox"/> 小麦 <input type="checkbox"/> そば <input type="checkbox"/> その他 () 除去の内容 <input type="checkbox"/> 完全除去 <input type="checkbox"/> 部分除去 <input type="checkbox"/> 除去なし 医師の指導に基づいて <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない 食物以外のアレルギー ()
	投薬の状況	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有⇒ 薬の名称 () <input type="checkbox"/> 飲み薬 <input type="checkbox"/> 塗り薬 <input type="checkbox"/> その他 () 回/日 ※原則として、拠点での投薬行為等は実施不可

家庭の状況・抱える課題等

支援の必要性

支援方針

支援目標（事業を通じた全体目標）

支援内容

<input type="checkbox"/>	生活習慣形成	具体的内容	
<input type="checkbox"/>	学習支援	具体的内容	
<input type="checkbox"/>	食事提供	具体的内容	
<input type="checkbox"/>	送迎支援	具体的内容	送迎区間： 送迎利用曜日：

利用拠点名		利用拠点連絡先	
利用期間	～		
利用 日 数	学校開業日	週 日 □月 □火 □水 □木 □金 □土 □日	
	学校閉業日	週 日 □月 □火 □水 □木 □金 □土 □日	
利用時間（予定）	学校開業日	: ~ :	学校閉業日 : ~ :
送迎予定者	学校開業日	往路:	復路:
	学校閉業日	往路:	復路:

計画見直し時期	
実施済 見直し年月日	

備考

--

第 号
年 月 日

様

川崎市 福祉事務所長

児童育成支援拠点事業利用勧奨通知書

子育てをする中で、御家庭のさまざまな事情により、お子さんの生活習慣形成や学習面等についてのサポートが必要になる場合があります。
本市においては、各御家庭の状況に応じてお子さんの生活面等のサポートを行う「児童育成支援拠点事業」を実施しているところ、様におかれましては当該事業の利用が可能ですので、本通知により利用をお勧めいたします。

保護者等氏名			
対象児童氏名			
主な支援内容	利用日数		週 日
	<input type="checkbox"/>	生活習慣形成	
	<input type="checkbox"/>	学習支援	
	<input type="checkbox"/>	食事提供	
	<input type="checkbox"/>	送迎支援	
主な利用勧奨理由			
利用が必要な期間	～		

【児童育成支援拠点事業とは】

家庭や学校以外でお子さんが安全・安心に過ごせる場所を提供し、その場所でお子さんの生活面や学習面等の包括的な支援を行うものです。

※当該通知日から1か月以内に利用の御意向をお知らせください。
通知から1か月を経過した場合には、利用の御意向が無いものと判断させていただきます。なお、通知から1か月を経過した後に御利用されたい場合は、担当あてに御連絡ください。

担当
連絡先

児童育成支援拠点事業利用（変更）申込書兼同意書

（あて先）川崎市 福祉事務所長

以下のことに同意し、次のとおり児童育成支援拠点事業の利用（変更）を申し込みます。

- 川崎市が受託事業者に対して必要な個人情報を提供すること。
- 受託事業者が市長に対して必要な個人情報を提供すること。

年 月 日

氏名			
住所	〒 - 川崎市 区	電話番号	

世帯の状況	対象児童	フリガナ 氏名	続柄	生年月日	就労・通学・通園先	備考
				世帯主	昭和 平成 令和 年 月 日	
				昭和 平成 令和 年 月 日		
				昭和 平成 令和 年 月 日		
				昭和 平成 令和 年 月 日		
				昭和 平成 令和 年 月 日		
				昭和 平成 令和 年 月 日		

支援内容の希望	利用日数	週 日
	利用曜日	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日
	<input type="checkbox"/>	生活習慣形成
	<input type="checkbox"/>	学習支援
	<input type="checkbox"/>	食事提供
<input type="checkbox"/>	送迎支援	送迎区間： 送迎利用曜日：

利用期間	～
------	---

様

児童育成支援拠点事業利用（変更）決定通知書

児童育成支援拠点事業の利用（変更）について、次のとおり決定しましたので通知します。

対象児童	フリガナ		続柄	生年月日		就労・通学・通園先	備考	
	氏名			年	月			日
世帯の状況	/		世帯主	昭和 平成 令和	年	月	日	
					昭和 平成 令和	年	月	日
				昭和 平成 令和	年	月	日	
				昭和 平成 令和	年	月	日	
				昭和 平成 令和	年	月	日	
				昭和 平成 令和	年	月	日	
				昭和 平成 令和	年	月	日	
				昭和 平成 令和	年	月	日	
拠点名			拠点 連絡先					
利用期間			～					
利用日数								
支援内容	<input type="checkbox"/>	生活習慣形成						
	<input type="checkbox"/>	学習支援						
	<input type="checkbox"/>	食事提供						
	<input type="checkbox"/>	送迎支援						

- (注) 1 実際の利用内容については当該通知内容から変更となる場合があります。
 2 申込内容に変更があった場合、利用（変更）申込書兼同意書の提出が必要です。
 3 次のいずれかに該当するときは、利用の決定を取り消すことがあります。
 (1) 偽りその他不正の手段で利用の決定を受けたとき。
 (2) 拠点の管理者や支援員等に対して非行があったとき。
 (3) その他市長が利用を不相当と認めたとき。

御中

川崎市 福祉事務所長

児童育成支援拠点事業に係る支援実施（変更）依頼通知書

児童育成支援拠点事業に係る支援について、次のとおり（実施・変更）することを依頼します。

氏名						
住所	〒 - 川崎市 区			電話番号		
世帯の状況	対象児童	フリガナ 氏名	続柄	生年月日	就労・通学・通園先	備考
	/		世帯主	昭和 平成 令和 年 月 日		
				昭和 平成 令和 年 月 日		
				昭和 平成 令和 年 月 日		
				昭和 平成 令和 年 月 日		
				昭和 平成 令和 年 月 日		
				昭和 平成 令和 年 月 日		
				昭和 平成 令和 年 月 日		
利用期間			～			
利用日数						
支援内容	<input type="checkbox"/>	生活習慣形成				
	<input type="checkbox"/>	学習支援				
	<input type="checkbox"/>	食事提供				
	<input type="checkbox"/>	送迎支援				
備考						

担当
連絡先

児童育成支援拠点事業利用終了申出書

(あて先) 川崎市 福祉事務所長

次のとおり、児童育成支援拠点事業の利用終了を申し出ます。

年 月 日

氏名	
住所	〒 -

世帯の状況	対象児童	フリガナ 氏名	続柄	生年月日	就労・通学・通園先	備考
				世帯主	昭和 平成 令和 年 月 日	
				昭和 平成 令和 年 月 日		
				昭和 平成 令和 年 月 日		
				昭和 平成 令和 年 月 日		
				昭和 平成 令和 年 月 日		
				昭和 平成 令和 年 月 日		

終了予定年月日	
終了理由	1 転出のため 2 その他 ()

第 号
年 月 日

様

川崎市 福祉事務所長

児童育成支援拠点事業利用終了決定通知書

児童育成支援拠点事業の利用について、次のとおり終了することを通知します。

住所			電話番号				
世帯の状況	対象児童	フリガナ 氏名	続柄	生年月日		就労・通学・通園先	備考
			世帯主	昭和 平成 令和	年 月 日		
				昭和 平成 令和	年 月 日		
				昭和 平成 令和	年 月 日		
				昭和 平成 令和	年 月 日		
				昭和 平成 令和	年 月 日		
				昭和 平成 令和	年 月 日		
				昭和 平成 令和	年 月 日		
終了日							
終了理由							
備考							

担当
連絡先

御中

川崎市 福祉事務所長

児童育成支援拠点事業実施終了通知書

児童育成支援拠点事業の利用について、次のとおり終了することを通知します。

住所	〒 -			電話番号			
世帯の状況	対象児童	フリガナ 氏名	続柄	生年月日		就労・通学・通園先	備考
			世帯主	昭和 平成 令和	年 月 日		
				昭和 平成 令和	年 月 日		
				昭和 平成 令和	年 月 日		
				昭和 平成 令和	年 月 日		
				昭和 平成 令和	年 月 日		
				昭和 平成 令和	年 月 日		
				昭和 平成 令和	年 月 日		
終了日							
終了理由							
備考							

担当
連絡先

児童育成支援拠点事業 月次報告書（ 年 月分）

作成日 年 月 日

拠点名

作成者

保護者氏名	
対象児童氏名	

利用拠点名	
-------	--

利用実績（日数）	月間利用日数： 日	累積利用日数： 日
----------	-----------	-----------

支援内容			
	実施内容	成果、課題、子どもの様子など	備考
生活習慣形成			
学習支援			
食事提供			
送迎支援			

会議参加				
回数	会議日	会議名・会議参加者	会議内容	確認・共有事項
1	/ ()			
2	/ ()			

その他報告事項等